

指名・報酬委員会規程

第1条 (目的)

この規程は、取締役の指名（後継者計画を含む）、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の下に置く指名・報酬委員会の運営に必要な事項を定める。

第2条 (人員構成)

1. 指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（以下併せて「委員」という。）で構成する。
2. 指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならない。
3. この規程における「独立社外取締役」とは、当社の社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされているものをいう。
4. 指名・報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

第3条 (招集)

1. 指名・報酬委員会は、原則として、委員長が招集する。ただし、他の委員も必要に応じて指名・報酬委員会を招集することができる。
2. 指名・報酬委員会の招集通知は、日時、場所および議題を掲げ、会日の3日前までに、各委員に対して、これを発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
3. 指名・報酬委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで指名・報酬委員会を開催することができる。

第4条 (開催)

1. 指名・報酬委員会は、必要に応じて随時開催する。
2. 指名・報酬委員会は、本社において開催する。ただし、必要があるときは他の場所で開催することができる。

第5条 (議長)

指名・報酬委員会の議長は、委員長がその任にあたる。委員長に事故があるときは、あらかじめ指名・報酬委員会の定めた順序により他の委員がこれに代わる。

第6条 (決議の方法)

1. 指名・報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決する。
2. 指名・報酬委員会の決議につき、特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合、その委員の議決権は、出席した委員の議決権の数に算入しない。

第7条 (権限)

1. 指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行う。
 - (1)取締役の選任および解任に関する株主総会議案
 - (2)執行役員等の経営幹部の選任および解任に関する事項
 - (3)前2号を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - (4)取締役(監査等委員を除く)および執行役員等の経営幹部の個人別の報酬等を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - (5)取締役(監査等委員)の報酬限度額等を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - (6)その他、取締役および執行役員等の経営幹部の選任及び解任並びに報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項
2. 指名・報酬委員会は、職務執行に必要な事項に関して、取締役、執行役および使用人から随時報告を受けることができる。

第8条 (取締役会への報告)

委員長は、指名・報酬委員会の職務執行の状況を取締役に遅滞なく報告しなければならない。

第9条 (関係者の出席)

指名・報酬委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を指名・報酬委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。

第10条 (事務局)

指名・報酬委員会に事務局を置く。事務局は、管理部がこれにあたり、委員長の指示により会議の招集を行い、事務処理および議事録の作成を担当する。

第11条 (改廃)

本規程は、取締役会の決議により、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、2021年11月11日より実施する。

以 上